

有限会社甲田菓子店に対するＪＡＳ法に基づく指示について

平成２６年１１月１８日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、平成２６年１１月１７日付けで、有限会社甲田菓子店（せたな町）に対して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）第１９条の１４第１項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

１ 事業者の概要

- （１）名称：有限会社甲田菓子店（以下「甲田菓子店」という。）
- （２）代表者：代表取締役 甲田 和也（こうた かずや）
- （３）所在地：久遠郡せたな町瀬棚区本町３４３番地の１
- （４）設立年月日：平成１１年１月１１日
- （５）事業内容：和菓子、洋菓子の製造及び販売ほか

２ 北海道が確認したＪＡＳ法違反行為

他社から仕入れた焼菓子（バウムクーヘン）について、商品裏面に貼付されていた加工食品品質表示基準に定める義務表示事項が記載された一括表示ラベルをはがし、当該ラベルに「賞味期限14年8月19日」（西暦表記。和暦で平成２６年８月１９日）と記載されていたにもかかわらず、科学的・合理的な根拠なく賞味期限を伸長し、「賞味期限26.9.10」とのみ記載したシールを作成・貼付し、義務表示事項である名称、原材料名、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所を表示せず、平成２６年８月末から９月１４日までの間に少なくとも１９個を陳列し、７個を一般消費者に販売した。

３ ＪＡＳ法に基づく措置

甲田菓子店が行った行為は、ＪＡＳ法第１９条の１３第１項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１３号）第３条第１項（加工食品の義務表示事項）及び第６条第３号（内容物を誤認させるような表示の禁止）に、違反するものです。

よって、北海道は、甲田菓子店に対し、平成２６年１１月１７日付けでＪＡＳ法第１９条の１４第１項の規定に基づき指示を行いました。

４ 指示の内容

- （１）製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかにＪＡＳ法第１９条の１３第１項及び第２項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- （２）販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた表示事項が表示されず及び遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに品質表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- （３）（２）の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- （４）全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- （５）（１）から（４）までに基づき講じた措置について、平成２６年１２月１７日までに北海道知事宛て提出すること。

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
TEL 011-231-4111（代表）（内線24-515）
011-204-5216（直通）

(参考)

関係法令抜粋

●農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法（昭和25年法律第175号））

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

（表示に関する指示等）

第19条の14 第19条の13第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第19条の14の2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

●加工食品品質表示基準(H12.3.31 農林水産省告示513号)

（加工食品の義務表示事項）

第3条 加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量

(4) 賞味期限

(5) 保存方法

(6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

(2～6 略)

7 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる。

区分	表示事項
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品を除く。）</u>	<u>内容量</u>
(略)	(略)
(略)	(略)

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

((1)、(2) 略)

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

((4) 略)